

### JAS法改正の概要

JAS法の改正により、すべての飲食料品の品質表示が義務づけられました。  
以下、JAS法改正のポイントを紹介します。

#### はじめに

近年、女性の社会進出、高齢者・単身世帯の増加や生活スタイルの多様化に伴い、惣菜などの食の利用も増え、風味、鮮度、健康、安全性への関心も高まってきています。また、輸入食品の増加もあり、消費者が自らの判断で適切に商品選択ができるよう、的確で分かりやすい食品の表示・規格制度が求められています。

このような背景の下で、平成十一年の第百四十五回国会において

JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）の改正が行われました。

これは、平成十年十一月に決定された「農政改革大綱」において、消費者の視点を重視した食料政策構築の一環として位置づけられたものであり、改正に当たっては、規制緩和や民間活力の活用、国際規格との整合性確保等の要請をも踏まえたものとなっています。

#### JAS法改正のポイント

JAS法改正のポイントは三点

あります。第一点は食品の表示の充実強化、第二点は有機食品の検査認証・表示制度の創設、第三点はJAS規格制度の見直しです。

まず、食品の表示の充実強化について、これまで品目を一つずつ指定して、それについて表示基準を定めていたこと（表示対象品目は六十四品目で、このうち生鮮食品については、ブロッコリーなどの野菜九品目について原産地表示を義務づけ）を改めて、一般消費者向けに販売されるすべての飲食

料品を品質表示基準の対象とすることとしました。その中で、生鮮食品については原産地表示を、加工食品には原材料名・賞味期限等の表示を義務づけるとともに、遺伝子組換え食品についても、表示基準を定めました。

次に有機農産物及び有機農産物加工食品については、その生産又は製造の方法について公正中立の第三者機関による検査認証を受けたもののみが、「有機」の表示を付して、消費者向けに流通できる仕組みを整備しました。



また、JAS規格制度の見直しについては、規格の定期的見直しの法定化、国際的な規格との整合性確保事業者自身による格付のための仕組みの導入

登録格付機関等への民間能力の活用

等の見直しが行われました。新たな食品の品質表示基準については、「食品の品質表示基準」

(62ページ)で詳述しますので、ここでは品質表示基準のうち遺伝子組換え食品の表示及び有機食品の検査認証・表示制度について詳述します。

### 遺伝子組換え食品に関する表示

遺伝子組換え食品の表示については、消費者の関心にこたえ、かつ、表示の合理性、信頼性及び実

行可能性を確保するという観点に立って、平成十一年八月の食品表示問題懇談会「遺伝子組換え食品部会」(消費者、生産・流通関係者、学識経験者で構成)の報告に沿い、改正JAS法に基づく品質表示基準として実施することとなりました。その基本的な考え方は、遺伝子組換え食品を次のように科学的に分類し、その分類に応じた表示をしていくというものです。

1 遺伝子組換え農産物が存在する作目に係る農産物(「表1」)を参照。以下「対象農産物」という)を原材料とする加工食品であつて、加工工程後も組み換えられたDNA(デオキシリボ核酸)又はこれによつて生じたタンパク質が存在するもの「表2」について、以下のように表示することになります。

分別生産流通管理(遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもつて分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法)が行われたことを確認した遺伝子組換え農産物を原材料とする場合は、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え」等と記載します。

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていなければ、当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等と記載します(このような大豆を主原料とした食品の原材料名欄の表示は、「大豆(遺伝子組換え不分別)」となります)。

分別生産流通管理が行われたことを確認した非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合は、当該原材料名を記載するか、当該原材料が一種類のみであつてその記載を省略できる場合には当該食品の名称を記載するか、又は当該原材料名の次に括弧をして「遺伝子組換えでない」等

2 対象農産物については、以下のように表示することになります。  
と記載することができます。  
対象農産物が分別されたことを確認した対象農産物の場合  
は、当該対象農産物の名称の次

組換え不分別等と記載します。  
組換え農産物が分別されない場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでない」等と記載します。

「遺伝子組換えでない」等と記載することができます。  
農産物の名称を記載又は当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「遺伝子組換えでない」等と記載する場合は、意図せざる一定の混入の可能性は否定で  
きないことから、分別生産流通管理を行つて

[表1] 遺伝子組換え対象農産物

遺伝子組換え農産物が存在する作目に係る農産物	
1	大豆（枝豆及び大豆もやしを含む）
2	とうもろこし
3	ばれいしょ
4	なたね
5	綿実

[表2] 遺伝子組換えに関する表示の対象となる大豆・とうもろこしの加工食品

加工	対象農産物
1 豆腐・油揚げ類	大豆
2 凍豆腐、あから及びゆば	大豆
3 納豆	大豆
4 豆乳類	大豆
5 みそ	大豆
6 大豆煮豆	大豆
7 大豆缶詰及び大豆瓶詰	大豆
8 きな粉	大豆
9 大豆いり豆	大豆
10 第1号から第9号までに掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
11 大豆（調理用）を主な原材料とするもの	大豆
12 大豆粉を主な原料とするもの	大豆
13 大豆タンパクを主な原材料とするもの	大豆
14 枝豆を主な原材料とするもの	枝豆
15 大豆もやしを主な原材料とするもの	大豆もやし
16 コーンスナック菓子	とうもろこし
17 コーンスターク	とうもろこし
18 ポップコーン	とうもろこし
19 冷凍とうもろこし	とうもろこし
20 とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰	とうもろこし
21 コーンフラワーを主な原料とするもの	とうもろこし
22 コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く）	とうもろこし
23 とうもろこし（調理用）を主な原材料とするもの	とうもろこし
24 第16号から第20号までに掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし



せざる混入があつても、分別生産流通管理が適切に行われたまどみなします。

なお、意図せざる一定の混入とは、バルク輸送（袋やコンテナ等に入れずに輸送する「ばら積み輸送」）される北米産の非遺伝子組換え大豆の場合で、遺伝子組換え大豆の混入が5%以下であることとしています。

4 遺伝子組換え農産物が存在する作目以外の農産物及びこれを原材料とする加工食品にあっては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語を用することを禁止しています。この基準は、平成十二年六月一日から施行され、平成十三年四月一日以降に製造、加工又は輸入される加工食品及び同日以後に販売される生鮮食品に適用されます。

平成四年十月に「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を制定し、表示の適正化を図ってきました。しかしながら、ガイドラインは法的強制力を有しないことから、不適切な表示が見られ、生産者と消費者の双方から、第三者機関による認証を受けた有機食品に対する要望が高まっています。

工食品の製造業者が有機農産物等のJAS規格による格付（当該製品がJAS規格に適合しているかどうかを検査し、JAS規格に適合していると判定すること）を自ら行い、有機JASマークを付することができる制度と有機農産物等の名称の表示を規制する制度が導入されました。

林水産大臣の登録を受けた認定機関（「登録認定機関」という）が、生産者、製造業者等からの申請を受け、その生産・管理の方法等について実地検査を行い、生産者をほ場ごとに、製造業者を工場ごとに認定することになります。

九九

一方、国際的には、平成十一年七月に、国際食品規格委員会において有機食品（有機農産物及びそれを原料とした加工品）の生産、加工、表示及び販売に関する国際ガイドライン（「オーテックスガガイドライン」）が採択され、その生産基準、第三者機関による検査認証の仕組みや有機食品の表示の適正化に関する指針が示されま

格については、「コードックスガイドライン」に準拠し、また、これまでの前記表示ガイドラインの経験で、民間の有機農業団体の取組等を勘査して、平成十二年一月に制定されたところです。

この制度が導入されたことにより、平成十三年四月一日以降は、JAS規格により格付されたもの（有機JASマークが付されてい）る）でなければ、「有機野菜」等

JLJのように食品の表示は、消費者のニーズ、食品の生産、流通、消費の実態、国際貿易の視点等を総合的に勘案しながら進められて いるところです。

原産地、有機、加工食品の原料料、遺伝子組換え食品等に關し、適正な表示がなされることは消費者のニーズを生産や貿易に的確に反映していく上で不可欠なもので あり、農林水産省としては、新た

## 有機食品の検査認証 表示制度

## 有機農産物の表示については、

機農産物の生産者 有機農産物加  
れ、第三者機関の認定を受けた有  
十一年七月にJAS法が改正さ

用に一層の努力をしていくことにしています。